



Title	イングランド初期印刷史における法文献印刷：『ブラクトン』印刷本出版とその影響の検討の前提として
Author(s)	松本, 和洋
Citation	阪大法学. 2017, 66(6), p. 207-236
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79211
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

イングランド初期印刷史における法文献印刷

——『ブラクトン』印刷本出版とその影響の検討の前提として——

松 本 和 洋

はじめに

第一章 印刷業者と法文献

第二章 『ブラクトン』印刷本の出版

おわりに

付録 法文献印刷業者店舗概略図

はじめに

現在のイングランド法（コモン・ロー）史研究を代表するベイカーの『イギリス法史入門 第四版』第一章は「法文献」（Legal Literature）と題されており、その冒頭で「ある専門職によって生み出される文献は……その知的な発展状況の最も明確な道案内である」と述べられているような視点は、ブラクネットやホールズワースによる研究とも通じる。^{（1）}そして、（我が国では少ないように思われる）書誌学を含めた法文献と印刷術との関係に着目し

た海外の先行研究の蓄積は、著名な法文献の普及に印刷業者が近代以降大きく関わっていたことを示している⁽²⁾。イングランドに印刷術が到来したのは一五世紀後半であり、およそ百年後の一六世紀後半には、法曹や法学生に印刷文献は広く定着していた⁽³⁾。こうした法文献には、後述するように法学生にとって教科書あるいは必携書的位置を持つもの、会期制定法や判例報告、それらの要録が多くを占めていた。

その一方で、一三世紀にヘンリ・ド・ブラクトンによつて執筆されたとされる『イングランド王国の法と慣習』（以下『ブラクトン』）もこの時期に初めて印刷された⁽⁴⁾。同書は我が国でも「權威的著書」(authority book)の一角を為すものとして紹介されてきた⁽⁵⁾。ブラクネットもまた多くの頁を『ブラクトン』に割いているように、同書はイングランドの法の歴史において大きな意味を持つが、コモン・ローの発達に伴う実務内容と同書の著述内容との距離が開き、より個別的な著作の需要の増加による法文献の細分化の波の中で、一四世紀には既に同書の人氣が低下したことに注意が必要である⁽⁶⁾。一方でブラクネットは、「印刷機が『ブラクトン』の法文献としての地位を確立し」、同書の印刷本を「おそらく我々がかつて見た印刷物のなかで最もできのよい法律書であろう」と述べている。そして、近代における同書の影響について、中世法学者としての同書の位置づけやそのローマ法学識が、サー・エドワード・クックやホウルト判事といった法曹を通じて、近代期のコモン・ローの発展に寄与したと評価する⁽⁷⁾。実際、『ブラクトン』の「国王は神と法の下にあり」の文言は、かの「国王の禁止令状事件」にてクックが言及したことで広く知られるようになった。クックはまた『イングランド法学提要 第二部』などで『ブラクトン』を大いに活用しており、彼の蔵書目録から同書を印刷本で所有していたことが確認できる⁽⁸⁾。その一方で、クックの言う（『ブラクトン』を含めた）「古の著者達」の一部は、クックの存命中には印刷されなかった⁽⁹⁾。ここから、「古の著者達」の印刷に対して何らかの選定があったこと、その中で、ブラクネットの賞賛にあるような形での

『ブラクトン』印刷本の出版を印刷業者に促した何かが、クック以前の法曹たちの間で既に存在したと推定できる。本稿の問題関心は、このような近代における『ブラクトン』の印刷出版の背景を探ることにある。これは、近代期コモン・ロー法学の発展に対する『ブラクトン』などの古書の影響を考察する基礎として、また今日もなぜ中世の法文献を研究するかという疑問に答えるためにも欠くことはできない。⁽¹⁰⁾ 以下では、まずイングランド法文献印刷の初期時代の(『ブラクトン』印刷本を出版したりチャード・トトル Richard Tottel までを含めた) 主要な印刷業者と法文献印刷とを概観し、次に同書の印刷出版実現の要因を、他文献や当時の法曹たちの認識を元に検討する。なお、本稿では当時の印刷技法(頁の印刷が終わるたびに解版と組版を行う)に鑑み、今日では「刷」にあたるものも含めて「版」とした。また英語及びラテン語原文の表記は各引用元に従っている。

第一章 印刷業者と法文献

(一) 『ブラクトン』印刷本初版までの主な法文献印刷業者

イングランドの法文献印刷の歴史は、ジョン・レットウー (John Lettou) とウィリアム・ド・マクリニア (William de Machinia) による、一四八一年頃のリトルトンの『土地法論』(以下『リトルトン』) 出版から始まった。⁽¹¹⁾

その後、同書は一五五〇年には既に「英訳聖書以上の版を重ね」、「一九世紀半ばまで、全ての法学生の必読文献」として、確固たる地位を築くことになる。⁽¹²⁾ レットウーとマクリニアは『制定法要録』(Abbreviamentum Statutorum) と『新制定法令集』(Nova Statuta)、法廷年報の印刷も開始した。⁽¹³⁾

彼らの後に法文献印刷を拡張したのはリチャード・ピンソン (Richard Pynson) である。ノルマンデイの出身であった彼にとって、多くが法律フランス語で書かれていた法文献の印刷に自身の母語は大きな助けとなった。ピ

ンソンによる法文献の印刷は再版も含めて一五〇点近くに上り、その半数以上の九二点は法廷年報である。⁽¹⁴⁾ イングランド印刷史研究者のヘリングは、三人の主要な初期印刷業者（ウィリアム・キャクストン、リチャード・ピンソン、ウインキン・ド・ウォード）の中で、ピンソンに「最もするどい企業家精神の持ち主」との評価を与えている。⁽¹⁵⁾ またヘンリ七世によって設置された国王印刷人（King's Printer）の任命をピンソンは一五〇六年に受け、会期制定法や布告の印刷に関する独占的な地位も得た。

ピンソンの最初の店舗は、テンブル・バーのすぐ外側（セント・クレメント・デーンズ教会の近く）であったが、一五〇〇年以降はフリート街の「ジョージ邸」に移った。同邸は法曹予備院（インズ・オブ・チャンセリ）のクリフォード・インやサージャント・インに近く、また法曹院（インズ・オブ・コート）のミドル・テンブルとインナ・テンブルの向かいの通りに位置していた。この位置関係や、一五〇四年頃印刷の『旧土地法論』（*Old Tenure*）と『旧令状論』（*Natura Brevium*）の合本のコロフォンにて、ピンソンは同書の出版を「ストランド・インの先生方の要請」（the instance of my maistres of the company of stronde lne）によると述べている⁽¹⁶⁾とから、法曹教育機関を通じた購買層（法曹や法学生）との結びつきが読み取れる。

ピンソンの活動後期、法文献印刷で有力な競合者となつたのがロバート・レッドマン（Robert Redman）である。彼の最初の店舗は「セント・クレメント・デーンズのジョージ邸」であり、ピンソンの「ジョージ邸」（前述の通りフリート街にある）と同じ店舗名であった。さらに一五二七年には「ジョージ邸」の名称のままフリート街へ移り、法曹向けの書籍を販売する同名の店舗がフリート街に二軒存在することになった。⁽¹⁷⁾ このほか、頭文字のモノグラムを似せるなど、レッドマンが先行するピンソンの領域へ割り入ろうとする様子をうかがうことができる。⁽¹⁸⁾

レッドマンが印刷した文献には、既にピンソンの元で印刷されたものも含まれており、前記と合わせて一種の海

賊版業者としての面を有していた。ピンソンがこれを苦々しく思っていたことは、一五二五年一月二日に彼が出版したポケット版『リトルトン』のコロフォンにて、「ロバート・レッドマン、むしろ真にはルードマン（無礼者）であるのは、千人もの人の中で彼以上に技量の浅い者を、あなた方（読者）が見つけるのは全く容易なことではないからである」（Rob. Redman, sed verius Rudeman, quia inter mille homines rudorem haud facile invenies）と非難していることに表れている。⁽¹⁹⁾ もっとも、レッドマンの印刷物の質は決して低いものでもなく、ピンソンの死の翌年（一五三〇年）には彼の店舗「ジョージ邸」に移って事業を継続し、一五四〇年に没した。⁽²⁰⁾

レッドマンの全出版点数二〇三点のうち六割近くが法文献であることも、印刷業者に対する法曹の市場価値を表すものと言える。また彼による新たな印刷には、後述（二）で挙げる文献のほか、『ブラクトン』の要約本文献である『ブリトン』も含まれる。同書が『ブラクトン』よりも先に印刷されたのは、序論でエドワード一世の権威の元で執筆されたと述べる事に起因すると思われるが、結果としてトルによる『グランヴィル』（一二世紀に著された『ブラクトン』の前身的文献）や『ブラクトン』出版の先駆けとなった。⁽²¹⁾ こうした面に加え、法廷年報の印刷本化を継続したことなどからも、レッドマンをピンソンのように海賊版業者として低く評価することは適当ではない。レッドマンの死後、その事業は妻エリザベスを経て、ウィリアム・ミドルトン（一五四一—一五四七年にかけて法文献を印刷）、ウィリアム・パウエル（一五四七—一五五三年にかけて法文献を印刷）へと受け継がれる。彼らによる法文献印刷は主としてレッドマンの継続であるが、『（エドワード四世）治世五年詳説法廷年報』（Long Quinto）の初出版はパウエルの元で行われた。⁽²²⁾

ピンソン以後、法文献の印刷は国王印刷人（会期制定法）とそれ以外の印刷業者（その他の法文献）との分業的様相を明確にする。レッドマンとその後継者たちの時代では、ピンソンの後任として国王印刷人に任命されたトマ

ス・バートレットは『リトルトン』などの出版も手がけたが、一五四三年以降に印刷した法文献のほとんどは会期制定法である。また、エドワード六世の即位に伴い任命されたりチャード・グラフトンによる法文献印刷も、ほぼ会期制定法に限られる⁽²³⁾。トトルの時代には、ジョン・カウッドとリチャード・ジャッジ、そしてクリストファー・バーカーが国王印刷人として会期制定法や布告の印刷に携わった⁽²⁴⁾。

一五五三年は法文献の印刷史において重要な位置にある。同年にパウエルとバートレットが法文献の印刷を停止する一方で、リチャード・トトルがグラフトンの活字と木版を獲得し、制定法を除くあらゆる法文献印刷の独占権を得たのである。トトルについては、H・J・バイロンの研究が今日でも基礎をなしている。それによると、トトルは一五四七年には上述ミドルトンの徒弟となっており、一五五三年にレッドマンが初めてフリート街に移った際の「ジョージ邸」の店舗を受け継ぎ、「手と星」(The Hand and Star)のサインを用いて事業を開始している⁽²⁵⁾。同店舗はミドル・テンブルとインナ・テンブルのゲートウェイからすぐ近くに位置していた⁽²⁶⁾。

トトルは一五五三年の四月一二日に、エドワード六世から「コモン・ローと呼ばれる今日の我らの法に関するあらゆる種類の書籍」(almaner bokes of oure temporal lawe called the Common Lawe)の印刷について七年間の独占的な権利を与えられた⁽²⁷⁾。この特権はメアリ治世期にも維持され、一五五九年のエリザベス一世即位の際には期間の制限が削除されて、法文献印刷の独占状態を強化した。また彼は上述のグラフトンの義理の息子でもあった⁽²⁸⁾。一五五三年から一五九三年に渡る活動でトトルが出版した法文献は、自身の元での再版も含め四〇〇点を越える⁽²⁹⁾。

法文献印刷の独占権それ自体は目新しいものではなかったが、トトル以前では特定の書籍に対し個別的に与えられるものであり、トトルのそれはコモン・ローという「分野」に一般的に与えられた点に大きな違いがある⁽³⁰⁾。さらにバートレットとパウエルが法文献印刷から手を引いていたことで、事実上トトルに競合者はなく、エリザベス一

世による特許状の強化により、法文献印刷におけるトルルの地位は確固たるものとなった。

トルルがこのような地位を獲得し得た一因に、法文献の印刷それ自体がフランス語やラテン語の活字を別途必要とする専門技巧であり、副業的扱いを許容しないものであったことをベイカーは指摘する。⁽³¹⁾ またバイロンは、同時代においてもっとも出版が盛んな分野であった文学と宗教書は当たり外れも大きく、販売面と在庫面でリスクがある一方、法文献は学校教科書のような「安全な」分野として、安定的な収入源であったと分析している。⁽³²⁾

バイロンの見解は、その後の研究で発見された印刷業者の在庫記録からも裏付けられる。先行研究で示されるのは、(a) ジョン・ラスティル (John Rastell) の在庫記録と、(b) 一五五三年にウィリアム・パウエルとハンフリー・パウエルとに対する訴訟における屋号不明店舗の在庫記録である。(a) はラスティルの死後の一五三八年に作成されたもので、彼の手による『イングランド法律用語辞典』が七〇〇部（うち英語版が四八〇部、法律フランス語版が二二〇部）と『リトルトン』英訳版が四三〇部、また『旧土地法論』が一三四部、訴答教本である『新訴答例集』(Noxae Narrationes) が一〇〇部と記録されている。(b) では、部数の多いもので各年毎約五〇部、総計で一五〇〇を超える法廷年報のほか、『ブリトン』と『裁判所管轄相違論』(Diversity of Courts) が一〇〇部、『旧土地法論』と『旧令状論』が五〇部（後者は英訳版が別に四〇部）、『リトルトン』が五〇部（英訳版は一六部）と記録されている。⁽³³⁾ 『リトルトン』や『旧土地法論』、『旧令状論』といった教科書の印刷が早々に定着したことから、法文献は印刷業者にとって、法学生も含んだ法曹人口の拡大に伴い、市場価値を高めていたのである。⁽³⁴⁾

(二) 法文献印刷の展開

イングランドの法曹の活動領域は中世より中央裁判所の裁判をはじめ、広く都市や地方の運営にも治安判事や法律顧問として関わりを有していた。したがって法曹院や法曹予備院も、必ずしもロンドン在住の専門法曹のみではなく、将来そうした職務に就く者たちに要求される一定の法知識を教授する場として機能していたことは既に指摘されている。⁽³⁵⁾ 法文献の印刷もまた、こうした場で学ぶ法学生を含めた人々を顧客とする以上、その展開も彼らのニーズを反映していると推定できる。以下では、主にピンソン、ラストイル、レッドマン、トトルによる法文献の印刷について、ベイカーによる分類を参考に、(a) 制定法、(b) 法律文例集 (Formularies)、(c) 判例報告集 (Reports of Cases)、(d) 法学論文 (Treatises) の四種に分けて論じる。なお、それぞれの版数はビールの *Bibliography of Early English Law Books* を元としている。

(A) ピンソンによる出版 (a) では、ピンソンは『旧制定法令集』を計五版、『新制定法令集』を一度出版している。(b) では、印刷された最初の令状登録集として『復命令状集』(*Returna Brevium*) があるほか、『新訴答例集』が手稿本から初めて印刷され、『登録訴答精選』(*Intrahionum excellentissums liber*) も印刷された。(c) では法廷年報のほか、ピンソンが印刷業の着手以前に初の法要録である通称『ステイサム』の印刷を、ギョーム・ル・タルルへ『リトルトン』と合わせて発注したことは、法要録の印刷本への需要が当時既にある程度あったことを示している。⁽³⁶⁾

(d) では『リトルトン』と『旧令状論』が計六版、『旧土地法論』が計四版を数えている。『旧令状論』と『旧土地法論』はその後も様々な形で合本され、初級教科書としての地位を確保する。このほか版数では劣るものの、一五〇〇年以降には治安判事や地方裁判所を扱った古い著作も印刷されている。『封土書式集』(*Carta Feodi Sim-*

plicis)・『領主裁判所開廷要領』(Modus tenendi Curiam Boronis)・『ハンドレッド裁判所開廷要領』(Modus tenendi unum Hundredum)・『裁判所管轄相違論』が手稿本から新たに印刷された。また『治安判事の書』(Book of Justice of Peace)は、イングランドの刑事裁判に関する最初の法学論文であると言われている。³⁷⁾

(B) ラステイル親子による出版と著作 主として出版のみを手がけた印刷業者たちの中で、ジョンとウィリアムのラステイル親子は異彩を放つ存在であると同時に、法文献の著作や編纂を通じて法教育に大きな貢献を果たした人物である。ミドル・テンブルの法曹であったジョン・ラステイルはトマス・モアの妹エリザベスと結婚し、モアのサークルの一員として人文主義的精神の持ち主であったことに加え、史上二番目のイングランド人の印刷業者としても知られている。法文献のほか、義兄であるモアの著作、自作の戯曲や幕間劇も出版した。³⁸⁾

ジョン・ラステイルの出版した法文献のうち、最もよく知られているのはフィッツハーバートの『大法要録』とその索引である。³⁹⁾ また、セント・ジャーマンの『博士と学徒』(Doctor and Student) 第一部の初版を手がけている。このほか、著作面における大きな功績としては、『制定法要録』と『リトルトン』の英訳、そして自身の手による『イングランド法律用語辞典』(Expositiones Terminorum Legum Anglorum)がある。いずれも(a)から(d)の各分野における新しい試みであり、法知識をより広く伝達する上で大きな役割を果たしたほか、『イングランド法律用語辞典』は初めての辞典として、後年の同種の文献に影響を与えた。⁴⁰⁾

ジョンの息子ウィリアムは、父親の事業を一五三〇年に継ぐものの、リンカンズ・インに入会(一五三二年)して法曹の道を志したためか、一五三四年に印刷業を停止し、その後メアリ治世期に女王座裁判所判事を勤めた。⁴¹⁾ わずか四年間の印刷業者としての活動期には、モアの著作や、カエサル、キケロなどローマの古典も出版した。⁴²⁾

法文献との関連では、ウィリアムも父と同じく出版と著作の両面で大きな貢献を果たした。まず印刷業者として

新たに出版したものでは、(b)では『全令状登録集』(*Registrum omnium brevium*)が、(d)ではフィッツハーバートの『新令状論』と、『ラスティルのトラクト』(*Rastell's tracts*)と呼ばれるオムニバス本とがある。『トラクト』の収録文献が非常に広範囲なものであることは、学ぶ立場にあった当時の彼自身を反映しているのかもしれない。⁽⁴³⁾次に編著者として、(a)では『制定法集成』(*Collection in English of the Statutes*)を、(b)では『登録訴答集成』(*Collection of Entries*)を、(d)では父ジョンの『イングランド法律用語辞典』の改訂などを手がけた。これらの労作は、当時法文献印刷の独占権を有していたトルによって出版されることになる。⁽⁴⁴⁾

(C) レッドマンと後継者たちによる出版 レッドマンと後継者たち(及びバートレットやグラフトンなどの国王印刷人)の活動時期には、(a)について、ピンソンによる『旧制定法令集』や『新制定法令集』出版以降の制定法も集めた制定法令集や要録が出版されるようになる。ヘンリ八世治世期までの制定法を加えたものが「大制定法書」(*Great Book of Statutes*)などの名で新規に出版されたほか、要録では「全制定法の大要録」(*Great Abridgment of all the Statutes*)の名称で出版された。⁽⁴⁵⁾(c)では、ピンソン時代に出版された法廷年報がレッドマンの元で再印刷されたほか、新規の印刷が一五三五年まで継続された。

(d) ではジョン・パーキンスによる『有益な書』(*Profitable Book*)がレッドマンの元で出版された。同書も主に法学生を対象として、譲与証書や捺印証書、寡婦産や留保条件など、不動産に関する事項を扱っていた。⁽⁴⁶⁾また、T・ファエル(T・Phaer or Phayer)の『先例の書』(*Book of Presidents*)がE・ホワイトチャーチによって一五四三年に初めて出版されている。⁽⁴⁷⁾このほか、フィッツハーバートの没年にあたる一五三八年に『治安判事の職務と権限』が出版されることで、『ステイサム』、『旧令状論』、『治安判事の書』という旧来の著作を、フィッツハーバートによるそれが大きく塗り替えることとなった。⁽⁴⁸⁾また『博士と学徒』は、第二部が一五三〇年に初めて出版さ

れた。同書は追補 (addition) を付された後、⁽⁴⁹⁾「ワドルトンによる第一部との合本形式 (一五四三年)」が定着した。

(D) トトルによる出版

(a) の分野では、トトルの元で印刷された上述ウィリアム・ラストイルの『制定法集成』と F・フルトンの『全刑事制定法要録』(Abstract of all the penal Statutes) が注目される。トトルの息子ウィリアム及びトトルの死後に彼の独占権を引き継いだイェツバートと国王印刷人クリストファー・バーカーとのこれら要録を巡る争いからは、新規に編纂された制定法の要録が一種のグレーゾーンにあったことが示される。⁽⁵⁰⁾

(b) では、ウィリアム・ラストイルとの交渉によって彼の『全令状登録集』を再版したほか、ラストイルの死後には彼の『登録訴答例集』を出版している。このほか、S・テロアール (S・Theball) の『令状集』(Le digest des Briefs originals)・J・キッチンによる『復命令状集』がトトルによつて印刷された。⁽⁵¹⁾ ファエルの『先例の書』は再版数が既に一〇を超えており、トトルの元での再版数も同数にのぼった。⁽⁵²⁾

(c) での大きな特徴として、人名付判例集の出版がある。プラウドウンによる『コンメンタリーズ』が人気を集めると、彼が多く依拠していたダイア判事による判例集が新たに出版され、匿名であった法廷年報に代わる判例報告の新たな形態 (人名付判例集) が定着した。またトトルによる『アサイズ判例報告集』や『詳説法廷年報』を含めた法廷年報の再印刷は、フィッツハーバート『大法要録』の再印刷 (法廷年報との参照が可能な体裁へと改良された) や、これに収録事例で勝るブルック『大法要録』の出版とも並行して展開された。⁽⁵³⁾ トトルの独占の元、法廷年報と法要録が相互参照可能な形で改めて印刷されたことは、利用者に有益な結果をもたらしたといえる。⁽⁵⁴⁾

(d) では、フィッツハーバートの『治安判事の職務と権限』に続き、J・キッチンによる『治安判事の権限』と『リート裁判所と領主裁判所』が新たに出版され、これらの著作がピンソンの時代に印刷された同種の文献に代わるものとなったようである。⁽⁵⁵⁾ 『グランヴィル』と『ブラクトン』の印刷本出版に関わるものとして、第二部で述

べるW・スタンフォードの『国王の訴訟』、『国王大権解説』も出版されている。パーキンスの『有益な書』はこの頃に英訳され、コロフォン違いも含めて九版を数えるなど定着ぶりがうかがえる。⁽⁵⁶⁾さらに前述ラストエイルによる『イングランド法律用語辞典』の出版が計六版、『博士と学徒』が計七版を数えた。『治安判事の書』、『封土書式集』や『領主裁判所開廷要領』、『ハンドレッド裁判所開廷要領』などが合本形式で、また『旧土地法論』（ウィリアム・ラストエイルによる『イングランド法律用語辞典』との合本形式）と『旧令状論』の出版も継続していた。⁽⁵⁷⁾

第二章 『ブラクトン』印刷本の出版

上記の通り、『ブラクトン』の印刷本出版はトトルの活動時期に行われており、イングランドにおいて法文献の印刷が定着した時期であったことを意味する。一方、『封土書式集』や『領主裁判所開廷要領』などの写本時代の古くからの著作はフィッツハーバートの著作群によって塗り替えられつつあり、『リトルトン』にも、パーキンスの『有益な書』のような著作が存在していたように、この時期は『ブラクトン』のような写本時代のものに代わる新たな文献や、補完的文献が現れている時期でもあることに注意する必要がある。この点からも、トトルの時代に『ブラクトン』をあえて印刷することについて、印刷業者が積極的になる理由を見いだすことは難しい。

何よりも、フィッツハーバート『大法要録』の後見権 (garde) 七一番に、「ブラクトンはこれまで我らの法 (ロモン・ロー) の権威 (auctor) としてみななれつゝなかつた」(Bracton ne fuit unques tenus pur auctor en nostre ley) と記されていることは無視できない。⁽⁵⁸⁾『大法要録』の普及に伴い、このような『ブラクトン』評価が伝播したことは十分に考えられる。実際、『ブラクトン』印刷本の出版（一五六九年）を挟み、類似する評価が法曹たちの間に存在したことは判例報告にも見られる。Stowel 対 Lord Zouch 事件（一五六五年）では『ブラクトン』

が引用されたが、それは同書を「我らの法の著者」(an author of our law)であるからではなく、「彼」(『ブラクトン』を引用したサンダース判事)が法と認めるところを述べるための装飾」(an ornament to discourse where he agrees with the law)としてとする。サンダース判事は、その理由として『『ブラクトン』と『グランヴィル』は我らの法の著者ではなかった」(Bracton and Glanvill were not authors in our law)からと述べているのである。⁽⁵⁹⁾このほか、クック『判例集』収録の Paine's Case (一五八七年)でも、『『グランヴィル』、『ブラクトン』、『フリータ』は、後の法の権威と一致し、現行の裁判手続における共通の経験や許可 (the common experience and allowance) に疑いを挟まない所の事例における古来性と装飾として保証されるかもしれないということが、この事件において特に注目される」と述べられている。⁽⁶⁰⁾裁判実務において『ブラクトン』にある種の「権威」を認めるには、何らかの触媒が必要であり、文献自体に確固とした「権威」は認められていなかった。

『『ブラクトン』自体、法律文例集や判例報告集といった法文献の細分化の波に吞まれた文献であったことから、当時すでに成功していた著作(フィッツハーバートの『大法要録』)で否定的な評価を与えられた同書の印刷に対して、ラストイールのような法律家でないトトルが積極的であったとはやはり考えにくい。したがって、トトルに『『ブラクトン』の出版を決断させた要素を検討せねばならない。そのためには、購買層である法曹たちの中での『『ブラクトン』印刷への需要の存在を検討する必要がある。結果として『『ブラクトン』が印刷出版されたことから、法曹たちの認知と働きかけがあったことが読み取れる。その意味では上記の判例もまた、同書がコモン・ロー法曹にとって当時もお知られた文献であったことを示している。プラウドンによる『Throckmerton 対 Tracy 事件』(一五五五年)の記録でも、原告側弁護士であったダイアによる『『ブラクトン』の引用と、後日ダイアより「彼の書」(his Book)にある『『ブラクトン』の実際の言葉』(the true words of Bracton)を参照した旨とが記されて

いる。⁽⁶¹⁾このほか、ベイカーによって法曹院の制定法講義（リーディング）における『ブラクトン』への言及が複数確認されていることも、同書が当時の法曹たちに（程度は別として）認知された文献であったことを示している。⁽⁶²⁾『ブラクトン』が多く写本されていた時代に有したような価値は減少していたとしても、同書は法曹たちの間で、なお一種の「学識」的な認識を得ていたのである。

このことは、『ブラクトン』印刷本初版に付されたT・Nなる匿名の人物による序文からも裏付けることができる。その冒頭では、「我らの法（コモン・ロー）を学ぶ者たちの多くから」（*a multis legum nostratum studiosis*）、印刷本での『ブラクトン』出版を「長らく、またしばしば」（*diu et saepe*）求められていたと述べられる。⁽⁶³⁾ここで示される『ブラクトン』の印刷出版への働きかけを調べる上で、以下では一人の法曹の存在に着目したい。民訴裁判所判事を務め、自身の著書もトトルによって出版されたウィリアム・スタンフォードである。スタンフォードは一五四五年に 그레이ズ・インのベンチャとなった後、一五五四年にメアリから民訴裁判所に任命され、一五五八年に死去するまで同職にあった。彼が刑事法について著した著作——『国王の訴訟』と『国王大権解説』はトトルの元で初めて出版され、トトルの活動時期に前者（初版は一五五七年）は計七版、後者（初版は一五六七年）は計六版を数えた——は、今日もイングランド法史にその名を残している。⁽⁶⁴⁾

本稿がスタンフォードに注目するのは、著作における『ブラクトン』を含めた古い文献への言及にある。著書『国王大権解説』のタイトルで『フィッツハーバート判事の大法要録とその他のイングランド法の古の著者たちからの蒐集』と記されている通り、『グランヴィル』、『ブラクトン』、『ブリトン』などを随所で参照している。⁽⁶⁵⁾『国王の訴訟』の序文では、「また私は少なからぬものを、古き法の著作である『ブラクトン』と『ブリトン』から引用した」（*Citavi etiam non pauca, ex Bractono et Britono, vetustis legum scriptoribus*）と述べている。⁽⁶⁶⁾また前記の

Throckmorton 対 Tracy 事件でもスタンフォードは裁判官として参加し、『ブラクトン』を引用していた。⁽⁶⁷⁾

著作や裁判以外で、『ブラクトン』の印刷本出版にスタンフォードが影響を与えたことを示唆するものに、『グランヴィル』の出版がある。『グランヴィル』の第二版（トトルによる同書の印刷は、初めて印刷された一五五四年のみであり、第二版はトトルの死後の一六〇四年に出版された）に付された読者への挨拶の冒頭にて、同書の初めての印刷出版が「サー・ウィリアム・スタンフォードの周旋によるもの」(by the procurement of Sir William Stamford) であったと述べられているのである。⁽⁶⁸⁾ 上述の通り、スタンフォードは自身の著作において『グランヴィル』や『ブラクトン』、『プリトン』を参照していたが、この時点で印刷されていたのが『プリトン』のみであったことから、彼がトトルに『グランヴィル』（おそらくは『ブラクトン』も）の印刷本化を強く勧めたというのは十分にあり得ることである。一五五四年はトトルの活動の最初期にあり、印刷対象（新規または再版）の決定にあたって、顧客である法曹（しかも現役の判事）からの要請は大きな影響を及ぼしたと考えられる。⁽⁷⁰⁾

ウィリアム・ラスティルの『制定法集成』（初版は一五五七年）は一五五九年に第二版が、スタンフォードの『国王大権解説』も初版の翌年（一五六八年）に早くも第二版が印刷されたように、トトルによる新規印刷では初版から間もなく第二版が印刷されたケースがある。⁽⁷¹⁾ ここから、新規出版時は部数を制限し、売れ行きに合わせて増刷するという形式が見てとれるが、背景には前記の通り人口自体が増加傾向にある法曹が比較的安定した市場であったこと、トトルに有力な競争相手がなかったことを挙げることができる。もともと、『グランヴィル』と『ブラクトン』はトトルの活動期間中に再版されておらず、ウィリアムズによる先行研究はこれらの印刷を特別なものとして位置づけている。⁽⁷²⁾ 『ブラクトン』の印刷がブラクトンの没年（一二六八年）から三〇〇年後にあたる一五六九年であることは、印刷本の出版を一種の「記念出版」として位置づけ得る。トトル自身がそこまでの関心を持続し

ていたとするのは難しいが、この時点で新規印刷文献として成功を納めていたスタンフォードの著作が『ブラクトン』に度々言及したことも、同書の「記念出版」の実現に影響したといえよう。

同時代の法曹による『ブラクトン』への評価について付言しておこう。プラクネットが既に述べているように、T・Nは同書に見られるローマ法学識が、「不消化な混乱」(indigesta confusio)にある他のコモン・ロー文献にない整序を与えるものとして、初学者の助けになると述べている。⁽⁷³⁾ フィッツハーバートやブルックの法要録が成功を納めたのも、数々の判決を体系的に整理することで利用の簡便さをもたらしたことにある(この点において、ラステイルがフィッツハーバートの法要録の索引を作成したことは大きな意義を持つ)。スタンフォードも同様のことを『国王大権解説』の序文にて述べていることから、法知識の体系的整理に対し、『ブラクトン』がとったローマ法的構成は一つの手本としての価値を有していたと評することができる。⁽⁷⁴⁾ スタンフォードはまた、『国王の訴訟』の序文にて、『ブラクトン』と『プリトン』への依拠を「法律が国王により、その大部分が制定法より成るとき、制定法の成立以前から存在していた共通の法(ius commune)が読者の面前に示されているため」(ut cum leges Corone, magna ex parte iure statuario constant, ponatur ante legis oculos commune ius, quod fuit ante ea statuta condita)であり、「(このように)そが、とりわけ制定法の解釈にまさしく役立つからである」(Nam ea res maxime conducit recte interpretandis statutis)と述べる。⁽⁷⁵⁾ 各制定法の法文の性質を見定める上で、歴史的視点の必要が一六世紀から一七世紀にかけての法曹たちに共有されていたことは、クック『イングランド法学提要 第二部』の序文で述べられる制定法解釈への「古の著者たち」利用の必要性や、エジャートンによる同様の理解にも示されている。⁽⁷⁶⁾ こうした背景として、会期制定法の早々の英語化と印刷による浸透や、マグナ・カルタを含む古くからの制定法が『旧制定法令集』として度々印刷されたことも無視すべきではない。⁽⁷⁷⁾

そして、制定法講義に『ブラクトン』を含めた古い文献への言及が確認されることも、制定法の解釈と「古の著者たち」との結びつきを示している。⁽⁷⁸⁾ L・A・クナフラは一六世紀における『ブラクトン』印刷本の読者について、歴史家や一三世紀のコモン・ローに関心のある法曹であったとする。⁽⁷⁹⁾ 法曹院における制定法講義が、このような法曹たちの歴史への視点の涵養に影響を与えたであろうし、その背景には、スタンフォードが国王の法律を念頭に置いてるように、ユース法や宗教改革関連をはじめとして制定法が大きな働きをしたヘンリ八世治世以降の国王権力とその法的な正当性や前提についての関心が含まれていると見る必要があるだろう。

おわりに

イングランドの初期印刷史における印刷業者と法文献の印刷の展開を扱った第一章からは、印刷術が法文献と法曹たちの間に浸透した時期であり、トルによる印刷独占権に代表されるような市場価値を法曹が備えていたことを確認した。ピンソンによつて手稿写本から印刷本への移行が進み、ラステイル親子によつてフィッツハーバート『大法要録』の出版とその索引の作成や『リトルトン』の英訳など、法学習における文献の利便化が促進され、レッドマンからトルにかけて写本時代の文献からの脱却を含む印刷文献の定着が確立した。また、より広い時代的背景として、中世から近代への移行に伴う人文主義の進展（ラステイルが手がけた文献にその傾向が強く現れる）や「注」を付す著述方法の一般化といった事象が存在したことも重要である。⁽⁸⁰⁾

こうした状況を前提とする『ブラクトン』印刷本出版の背景を扱った第二章からは、（印刷術の到来以前から）裁判実務では既に時代遅れの内容であったにもかかわらず、同書が法曹たちの間でなお一定の認知を（肯定的であれ否定的であれ）得ていたこと、『大法要録』のような法知識への体系的整理のほか、制定法講義をはじめとして、

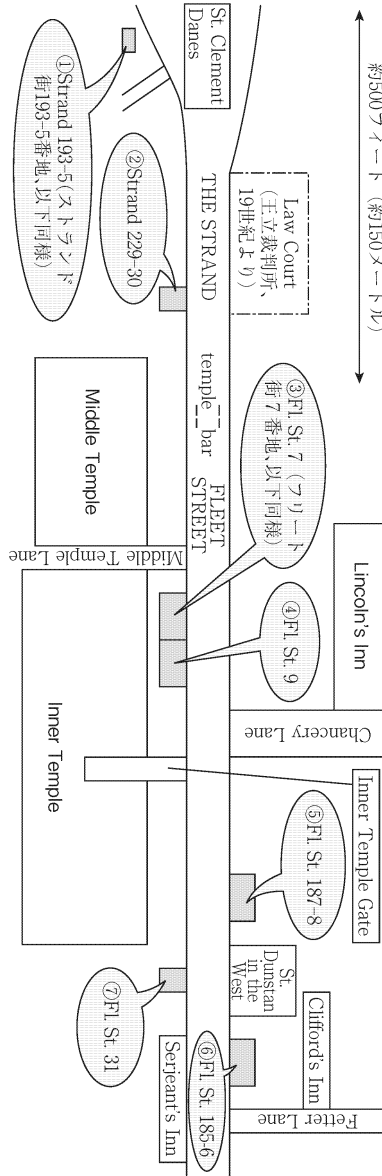
制定法の解釈においても同書の価値が認識されていたことを確認した。『ブラクトン』はなお法曹たちの間で「学識」としての地位を保持していたのであり、T・Nが同書の印刷を、「長らく、またしばしば」望まれていたと述べたのは、単なるリップサービスではないとみるべきである。近代における『ブラクトン』の印刷は、コモン・ローという法体系とその法学を見つめ直す上での、これまでの歩みを示す道標としてであり、そのような「法の歴史」への関心はスタンフォードをはじめとする現役の法曹たちの間にも制定法講義を介して共有されていた。そしてスタンフォードの著作に示されるように、制定法を定める国王権力への関心も大きく高まっていたのである。

『ブラクトン』それ自体に目を戻せば、T・Nが同書のローマ法的要素を認識してもなお他のコモン・ロー文献と並べたように、同書がコモン・ロー文献と見なされていたことは疑いない。コモン・ローの初期の時代に、ローマ法的手法も用いてこれを著さんとした『ブラクトン』は、中世期のコモン・ロー法学者の面とローマ法学者の面を同時に併せ持つ存在であった。前者の面がクックによって強調されることで、コモン・ロー文献としての『ブラクトン』の地位が再確認された後、後者の面はハウルト判事やマンズフィールド卿を通じて、やがてメインの『古代法』に見られるような、一種のローマ法学者の評価へと移り変わることとなる。⁽⁸¹⁾

「はじめに」で『ブラクトン』が「権威的著書」に含まれていることについて触れたが、これについては一歩下がった視点が求められよう。学識としての『ブラクトン』にある種の「権威」が認められるのは、やはりクックによる所が大きいとみるべきである。近代のコモン・ロー文献が『ブラクトン』に言及する時、同書の著述がどのようになっているのかで解釈と吸収を受けたかを検討することは、近代のコモン・ロー法学史において『ブラクトン』に付随した「権威」が何であるかの一端を示すことになる。一六世紀から一九世紀に至るまでの同書の影響を主に扱った先行研究の数は少ないが、注目すべき内容を備えている。⁽⁸²⁾ これらの検討を、一三世紀の『ブラクトン』執筆

付録 法文献印刷業者店舗概略図
(ストランド街〜フリート街のフエッター・レーンまで)

約500メートル (約150メートル)



- ① J・ノクターン「三人の王たち」(Three Kings, 1503-10年) → R・レットブロン「ジョージ邸」(St. George) 第1号
- ② R・ドンソンの第1号店(店舗名なし、1500年の末まで)
- ③ R・トルによる購入(1556年初め)、死後に下記④の「手と星」(The Hand and Star)が移動
- ④ R・レットブロン「ジョージ邸」第2号(1527-30?) → E・レットブロン(レットブロンの妻) & W・クロムリー(再婚相手) → H・スミス(1538年ごろ) → R・トル「手と星」
- ⑤ R・ドンソン「ジョージ邸」(1500年末-29年) → R・レットブロン「ジョージ邸」(1530-40年) → E・レットブロン → W・ミドルトン(1541-47年) → W・ノバエル(1547-66年)
- ⑥ ジョン・ラスネイルの保有不動産(1517年以前?-没年まで) → 収益増加裁判所(Court of Augmentations)による購入(1544年)
- ⑦ ジョン・ラスネイルへの保有不動産(1512年から30年間)、1529年には別の人間に譲渡

※Peter. W. M. Blayney, *The Stationers' Company and the Printers of London, 1501-1557 vol.2*, Cambridge, 2013, pp.984-986, *The A to Z of Elizabethan London*, Compiled by Adrian Prockler and Robert Taylor, Introductory notes by John Fisher, London, 1979, *The A to Z of Restoration London/The City of London, 1676*, Introductory Notes by Ralph Hyde, Index Compiled by John Fisher and Roger Cline, Lymepe Castle, Kent, London, 1992, *The A to Z of Victorian London*, Introductory Notes by Ralph Hyde, Lymepe Castle, Kent, 1987を参考とした。

時における学識としてのローマ＝カノン法の利用の検討と並行して行うことは、コモン・ローの歴史における法学識の伝播と影響の道案内としての『プラクトン』の位置づけにつながる。このことについて、近代それもクック以前の時期における法曹たちの、学識としての『プラクトン』理解を詳しく知る上で、スタンフォードの著作は多くの検討材料を含んでいるのである。

- (1) J・H・ベイカー、深尾裕造（訳）『イギリス法入門 第四版 第一部【総論】』（関西学院大学出版会、二〇一四）、二四三―二七一頁を参照。ブラクネット、イギリス法研究会訳『イギリス法制史 総説編（下）』（東京大学出版会、一九五九）、第十四章「専門家による文献」、四六五―五三七頁を参照。ホルスワースについては、さしあたり本稿で扱う近代に關して W. S. Hollsworth, *A History of English Law*, vols. 3rd ed., 2nd impression, London 1973, pp. 378-412 を参照。
- (2) さしあたり Joseph Henry Beale, *A Bibliography of Early English Law Books*, Cambridge, 1926（以下 Beale, *Early English Law Books*）；W. Harold Maxwell & Leslie F. Maxwell, *Legal Bibliography of the British Commonwealth of Nations vol. 1, English Law to 1800*, London, 1989（以下 Maxwell, *English Law to 1800*）；H. S. Benett, *English Books and Readers 1475-1557*, 2nd ed., Cambridge, rpt. 1970, pp. 76-85；E. D. Henderson, "Legal Literature and the Impact of Printing on the English Legal Profession", *Law Library Journal*, vol. 68, 1975, pp. 288-293；Katherine Topulos, "A Common Lawyer's Bookshelf Recreated: An Annotated Bibliography of a Collection of Sixteenth-Century English Law Books", *Law Library Journal*, vol. 84, 1992, pp. 641-686 を参照。近年の研究として T. A. Baloch, "Law Booksellers and Printers as Agents of Unchange", *Cambridge Law Journal*, vol. 66, 2007, pp. 389-421 は、一八世紀を主たる対象としている。
- (3) さしあたり邦語文献としては、イングラントの印刷史全般を広く扱ったものにジョン・フェザー、箕輪成男（訳）『イギリス出版史』（玉川大学出版部、一九九一）が、本稿が対象とする初期印刷史については、箕輪成男『近代「出版者」の誕生 西欧文明の知的装置』（出版ニュース社、二〇一一）と、ロッチ・ヘリンガ、徳永聡子（訳）、高宮利行（監修）『初期イングラント印刷史——キャクストンと後継者たち——』（雄松堂書店、二〇一三）がある。
- (4) *Henrici de Bracton De Legibus et Consuetudinibus Angliae Libri Quinque*, London, 1569（以下 Bracton (Vulgate)）

- (5) 「権威的著書」に関する注意点を含め、碧海純一・伊藤正己・村上淳一編『法学史』（東京大学出版会、一九七六）、二二―二二三頁、二二三―二二五頁を参照。
- (6) プラクネット、上掲書、四七六―四九一頁を参照。ベイカー、上掲書、二四四―二四五頁では、『プラクトン』は『グランヴィル』と共に、「法律文例集」「判例報告集」「法学論文」の三分類とは別に扱われている。
- (7) プラクネット、上掲書、四八五―四八八頁を参照。
- (8) *A Catalogue of the Library of Sir Edward Coke*, W. O. Hassall ed., with a Preface by Samuel E. Thorne, London, 1950, p. 31 を参照。
- (9) 深尾裕造・松本和洋（訳）「クック「マグナ・カルタ註解」——サー・エドワード・クック『イングランド法学提要 第二部』より——」、『法と政治』、六六巻四号、二〇一六、一七六頁を参照。『プラクトン』の要約本性格をもつ『フリータ』は一六四七年、クックがその著述を真正と見なした『裁判官鑑』は一六四二年に初めて印刷された。P. H. Winfield, *The Chief Sources of English Legal History*, Cambridge, 1925, Washington D.C. 2000, rpt. p. 263, 268 を参照。
- (10) 我が国の先行研究における示唆として、小山貞夫『絶対王政期イングランド法制史抄説』（創文社、一九九二）、一八五―一八八頁（特に二八七頁）を参照。
- (11) Beale, *Early English Law Books*, p. 182 を参照。
- (12) ベイカー、上掲書、二六二頁を参照。ビールは『リトルトン』第二版の出版年を一四八五年頃、マクスウェルは一四八三年頃とする。Beale, *Early English Law Books*, p. 183 及び Maxwell, *English Law to 1800*, p. 454 を参照。
- (13) Beale, *Early English Law Books*, pp. 182-183 を参照。なお、レットウーの死後（一四八五年）、マクリニアは単独で印刷事業を続けたが、一四八六年には事業を停止したとされる。ヘリング『初期イングランド印刷史』、八八頁を参照。『新制定法令集』は、エドワード三世以後の制定法を収録したものであり、これより以前の制定法（マグナ・カルタからエドワード二世治世末まで）が本文で後述するようにビンソンによって「マグナ・カルタ及び他の旧制定法令集」（*Vetera Statuta*）以下『旧制定法令集』として印刷された。Winfield, *The Chief Sources of English Legal History*, pp. 90-92 を参照。
- (14) Beale, *Early English Law Books*, pp. 188-190 ⑥ J. H. Baker, "The books of the common law", *The Cambridge History of the Book in Britain vol. 3*, Lotte Hellinga and J. B. Trapp ed., Cambridge, 1999, p. 424 を参照。

- (15) ヘリンガによれば、ピンソンの活動初期一〇年の出版物では一般読者向けの宗教書や文学作品(四〇%)のほか、法書向け(一八%)、学校(一七%)、聖職者向け(一五%)、公的文書(八・五%)の順となっている。また言語別の割合は、英語(三九%)、ラテン語(三六%)、法律フランス語(二五%)である。この中で、『新制定法令集』は公的文書に含まれている。ヘリンガ『初期インクランド印刷史』、一一七頁を参照。
- (16) Beale, *Early English Law Books*, p. 119 及び Baker, "The books of the common law", pp. 429-430 を参照。
- (17) Peter. W. M. Blayney, *The Stationers' Company and the Printers of London, 1501-1557 vol.1*, Cambridge, 2013, p. 188 及び Alexandra Gillespie, "Redman, Robert", *Oxford Dictionary of National Biography vol.46*, p. 273 を参照。
- (18) Baker, "The books of common law", p. 426 を参照。ジョン・オサントン氏 Joseph Ames, *Typographical Antiquities or The History of Printing in England, Scotland, and Ireland*, vol.2, T. F. Dibdin ed., London, 1812, Hildesheim, 1969, rpt, "Pynson's Devices" (頁表記など) の項で、ジョン・オサントンの言及は Ames, *Typographical Antiquities*, vol.3, London, 1816, Hildesheim, 1969, rpt, p. 213 を参照。
- (19) Brayney, *The Stationers' Company and the Printers of London, 1501-1557 vol.1*, p. 237 を参照。訳文中の丸括弧は筆者による。ブレイニーによれば、一五二一年から一五二八年に出版された法文献一二二点の中で、ピンソンは四七点、レッドマンは三七点、ジョン・ラストイルは一点を手がけたとされており、一五二五年頃から市場に参入したレッドマンがピンソンに出版点数で猛迫していることが読み取れる。 *Ibid.*, pp. 235-236 を参照。
- (20) Baker, "The books of the common law", p. 426 Gillespie, "Robert Redman", p. 273 を参照。さらに、ラストイルの活字(法律用語の略記も含む)もレッドマンは取得していることがわかる。
- (21) レッドマンの全出版点数については Gillespie, "Robert Redman", p. 273 を、レッドマンが印刷した法文献の点数およびリストは Beale, *Early English Law Books*, pp. 191-194 を参照。『ブリテン』については、もしあた Winfield, *The Chief Sources of English Legal History*, pp. 263-264 ブラタネット、上掲書、四八九-四九〇頁を参照。
- (22) エリザベス・ミューラー、パウエルの法文献印刷期間と印刷物については Beale, *Early English Law Books*, pp. 184-185, 186-187, 194 を参照。なおウィリアム・パウエルは一五六七年まで印刷業者として活動した。
- (23) バートレット、グラフトンによる法文献印刷については Beale, *Early English Law Books*, pp. 176-178 及び p. 181 を

- 参照。バートレットはビンソンの弟子であり、師の死去に先駆けて独立していた。グラフトンはエドワード六世死後の王位継承争いでジェイン・グレイの側についていたため、メアリー一世の即位に伴い国王印刷人の地位を解かれている。William Keith Hall, "Richard Grafton", *The British Literary Book Trade, 1475-1700*, James K. Bracken and Joel Silver ed., Detroit, Washington D. C., London, 1996, pp. 124-132 を参照。
- (24) Beale, *Early English Law Books*, p. 176, 179, 182 を参照。
- (25) H. J. Byrom, "Richard Tottell-his Life and Work", *The Library*(4th ser.), vol.8, pp. 199-200 を参照。Baker, "The books of the common law", p. 428 を参照。レックマンは、ビンソンの「ジョージ邸」に移った後も以前の店舗を保持しており、その死後は未亡人エリザベスを経てヘンリー・スミスが店舗を一五四三年まで構えた。スミスはその後セント・クレメンス・チャーチズに店舗を移したが、以前の店舗はそのまま第二店舗として保有していたようである。Brayney, *The Stationers' Company and the Printers of London, 1501-1557 vol.2*, pp. 984-985 を参照。
- (26) Baker, "The book of the common law", p. 429 及び Byrom, "Richard Tottell", p. 206 を参照。
- (27) Byrom, *op. cit.*, p. 203 を参照。英語表記もこれに従った。
- (28) *Ibid.*, p. 223 を参照。のちに大法官府の書記となった長男ウィリアムは一五六〇年に生まれており、この頃にトトルはリチャード・グラフトンの娘ジェインと結婚したようである。Anna Greening, "Tottell, Richard", *Oxford Dictionary of National Biography vol.55*, 74 を参照。
- (29) Beale, *Early English Law Books*, pp. 199-206 より算出。
- (30) フェザー『イギリス出版史』三六―三七頁を参照。例えばウィリアム・ラスティルは、一五三一年に自身の『全令状登録集』に亘る七年間の出版独占権を得ていた。Baker, "The books of the common law", p. 428 を参照。
- (31) Baker, "The books of the common law", p. 427 を参照。この点、トトルも決定的法文献のみを印刷していたわけではなく、点数は少なうが他の分野の出版も手がけていた。Byrom, *op. cit.*, pp. 230-232 を参照。このうち、『トトルの雑録』(Tottel's Miscellany) と通称される『詩歌とソネット』(Songs and Sonettes) については、これを対象とした論文集 (*Tottel's Songs and Sonettes in Context*, Stephen Hamrick ed., Farnham, 2013) がある。
- (32) Byrom, *op. cit.*, p. 210 を参照。

- (33) (a) ニゴジバ Baker, "The books of the common law", p. 425 及び R. J. Roberts, "John Rastell's Inventory of 1538", *The Library*(6th Series), vol.1, pp. 34-42 を参照。フィッツハーバーの『大法要録』や法延年報への言及がなごじに合
わせ、ベイカーはこうした在庫が主に学生向けであったと述べている。(d) にゴジバ Baker, "The books of the common
law", p. 427 を参照。ベイカーは、この訴訟に登場する店舗について、かつてウィンキン・ム・ウォールの「太陽」(The
Sun) であつたかもしれないというプロモ어의指摘に従つてゐる。Henry H. Plomer, "An Inventory of Wynkyn De
Worde's House 'The Sun in Fleet Street' in 1553", *The Library*(3rd ser), vol.6, 1915, pp. 228-234 を参照。ハンフリー・バ
エルにゴジバ Brayney, *The Stationers' Company and the Printers of London, 1501-1557* vol.2, p. 614 を参照。なお、
バーナレットの後を継いだトマス・パウエルを含め、彼ら三人のパウエルたちに血縁関係があつたかは明らかでな
る。
- (34) 法曹人口及び訴訟件数の拡大について C. W. Brooks, *Lawyers, Litigation and English Society since 1450*, London
and Rio Grande, 1998, pp. 19-24, p. 182 を参照。
- (35) そゝあたり、深尾裕造「イングランドにおける字識法曹の形成」、上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』(ミネルヴァ
書房、一九八七)、四二―四八頁を参照。
- (36) ベンソンは同時に活字も調達したとされる。ヘリング『初期イングランド印刷史』、一一四―一二五頁を参照。
- (37) Bakar, "The books of the common law", p. 421 を参照。また『裁判所管轄相違論』はフィッツハーバーによるものと
われ。Maxwell, *English Law to 1800*, p. 259 及び Hollsworth, *A History of English Law*, vol.2, p. 524 を参照。
- (38) Cecil H. Clough, "Rastell, John", *Oxford Dictionary of National Biography* vol.46, p. 80 以下、Ames, *Typographical
Antiquities*, vol.3, pp. 81-110、ヘリング『初期イングランド印刷史』、一八四頁を参照。ラストイルが印刷業者として開業
した背景は、外国人印刷業者の誘致政策(リチャード三世期)から、イギリス人印刷業者の保護政策(ヘンリ七世・ヘンリ
八世期)への転換の一環と見ることもできる。ラストイルが開業したのとはほぼ同時期である一五二五年の外国人特別税の倍
増に始まり、外国人徒弟の雇用制限(一五三三年)・外国人による印刷所新設の禁止(一五二九年)へと短期間に展開した。
箕輪成男『近代「出版者」の誕生』、八八―九二、一四二頁を参照。
- (39) このほか、『アサイズ判例報告集』(Liber Assisarum) を初めて出版したのもラストイルであり (Maxwell, *English
Law to 1800*, p. 314)、そゝに同書の序文にてラストイルがフィッツハーバー『大法要録』の出版を予告してゐることも

広く知られてゐる。Winfield, *The Chief Sources of English Legal History*, p. 226 のほか、プラクネット、上掲書、五〇七—五〇八頁を参照。『大法要録』の印刷はラステイル単独ではなく、ビンソンあるいはド・ウォードとの共同出版であったことが示唆されている。ヘリング『初期イングランド印刷史』、一五〇頁を参照。ビールはビンソンの関与を示唆しつつも、ジョン・ラステイルの単独出版物として同書を扱っているが、マクスウェルは出版者を「? Rastell or de Worde」としている。Beale, *op. cit.*, pp. 190—191 及び Maxwell, *op. cit.*, p. 18 を参照。

(40) ジョン・ラステイルによる『制定法要録』の英訳は、原語(ラテン語、フランス語)を併記した対訳方式であった。このような方式を採用したことについて、彼は「種々の制定法の用語 (term) や文言 (word) が、ラテン語とフランス語のどちらも、英語に適切に翻訳するのが非常に困難である」と説明している。Maxwell, *English Law to 1800*, p. 564 の6を参照。Beale, *Early English Law Books*, p. 169, 191 では『博士と学徒』第一部の初版は一五二八年とされているが、Ames, *Typographical Antiquities*, vol.3, p. 86 及び Winfield, *The Chief Sources of English Legal History*, p. 323 では一五二三年のものが確認されている。St. German's *Doctor and Student*, T. F. T. Plucknett and J. L. Barton ed., Selden Society vol. 91, 1974, lxix を参照。『イングランド法律用語辞典』と後世への影響については、H. J. Graham, "The Rastells and the Printed English Law Book of the Renaissance", *Law Library Journal*, vol.47, 1954, pp. 21—22 を参照。

(41) ウィリアムの一生は宗教改革の影響と不可分にあつたようである。一五三九年に法曹資格を獲得し、一五四九年にはインの収入役 (treasurer) に選出されたが、同年末からメアリー一世が即位する一五五三年まではルーバンで亡命生活を送っている(この時フィッツハーバートの『新令状論』の目次を作成していたとされる)。メアリの死後にエリザベス一世からも裁判官としての再任を受けたが、一五六二年に退官して再びルーバンに移り、一五六五年に死去するまで当地を離れることはなかった。J. H. Baker, "Rastell, William", *Oxford Dictionary of National Biography* vol.46, pp. 82—83 を参照。

(42) ウィリアムによる出版については、Graham, *op. cit.*, pp. 12—13 のほか、Ames, *Typographical Antiquities*, vol.3, London, 1816, Hildesheim, 1969, rpt., pp. 373—381 を参照。

(43) 『トラクト』の刊行は一五三四年であり、同書は『旧令状論』、『新令状論』、『旧土地法論』、『リトルトン』、『新たな訴答の規定』(*Articuli ad novae narrationes*)、『治安判事の書』、『復命令状論』、『領主裁判所開廷要領』、『ハンドレッド裁判所開廷要領』、『裁判所管轄相違論』、『封土書式集』、『財務府布告集』を収録している。その序文にて、ウィリアムは『旧令

状論』、『旧土地法論』、『リトルトン』を「法学生のジェントルマンたちにとって如何に便利かつ有益なものであり（中略）学校に通う子ども達がA B Cから自らの文字を学ぶように、法の学習を志す者はこの三冊を初めに学ばなくてはならぬ」と述べている。H. S. Benett, *English Books and Readers 1475 to 1557*, 2nd ed., Cambridge, 1970, rpt. p. 83を参照。『新訴答例集』と『新たな訴答の規定』にそれぞれ、Winfield, *Chief Sources of English Legal History*, pp. 280-285を参照。

(44) ウィリアムの『制定法集成』にそれぞれW. S. Hollsworth, *A History of English Law*, vol.4, 3rd ed., 3rd impression, London, 1977, pp. 311-312も参照。また『インフランド法律用語辞典』は、父ジョーンによる出版では『旧令状論』との合本であったが、ウィリアムによる改訂に伴う『旧土地法論』との合本に変更され、アメリカにも渡り一九世紀まで版を重ねた。Maxwell, *English Law to 1800*, pp. 10-11を参照。

(45) Beale, *Early English Law Books*, pp. 261-262, 264; Maxwell, *English Law to 1800*, p. 553, pp. 564-565を参照。

(46) 同書の基本的な性格や後世の評価についてはWinfield, *Chief sources of English Legal History*, p. 330及びHollsworth, *A History of English Law*, vol.5, p. 388を参照。ウィンフィールドによれば、一六二一年版の『リトルトン』との合本である。Baker, "The books of the common law", p. 426では『リトルトン』の補完的性格のものと評されている。同書は一七世紀に英訳され、一九世紀まで版を重ねた。Maxwell, *English Law to 1800*, pp. 485-486を参照。

(47) Baker, "The books of the common law", p. 421; Hollsworth, *A History of English Law*, vol.5, pp. 388-389を参照。

(48) Maxwell, *English Law to 1800*, p. 227を参照。治安判事に関するフィッツノーブの草稿は、一五二〇年頃から既に匿名で流布していたとホールスワースは述べている。Hollsworth, *A History of English Law*, vol.4, pp. 115-116を参照。また、同書からの抜粋書として『シェリフ・ベイリフ、不動産復帰官、地方治安官、コロナの職務』(Office of Sheriffs, Bailiffs of liberties, Escheatours, Constables and Coroners)がレックス・ブーンによって出版され、以後エドワードの時代まで何度か再版された。Maxwell, *op. cit.*, pp. 222-223を参照。ほか、『調査・改良の書』(Book of Surveying and Improvements)がビンセントによって一五三三年に出版されたり、主にバートレットの下積み版を重ねた。Hollsworth, *op. cit.*, p. 114, fn.2のほか、Maxwell, *op. cit.*, p. 400を参照。

(49) Winfield, *The Chief sources of English Legal History*, p. 323 及び S. E. Thorne, "St. German's Doctor and Student", *Essays in English Legal History*, London and Ronceverte, 1985, pp. 211-216を参照。

- (50) トトルの存命中、バーカーはトトルによるラステイルとプルトンの制定法要録出版への異議を申し立てており、トトルの息子ウィリアムもまた、父の死後にバーカーがラステイルの要録を印刷したことに対して特権の侵害であるとの申立を行っている。これらの結果は不明ながら、バイロンはおそらくトトル側に有利な結果になったとする。C・イエツバートがトトルの独占権を引き継ぐ際に、ラステイルとプルトンの要録について特別の指示 (reference) があり、トトルの独占権の対象である法文献 (law books) はこの二つを含むことの判断が示されたことが明らかにされている。Byron, "Richard Tottell's Life and Work", pp. 224-229 を参照。プルトンへの要録の一五七七年版は、コロフォンより一月と十一月の二度に印刷されたことがビールによって指摘されている。Beale, *Early English Law Books*, p. 263 を参照。
- (51) それぞれの出版について Maxwell, *English Law to 1800*, p. 278, 279 を参照。
- (52) Maxwell, *English Law to 1800*, p. 479 を参照。
- (53) フラクネット、上掲書、五〇九一五〇頁、L. W. Abbott, *Law Reporting in England 1485-1585*, London, Tiptree, Essex, 1973, p. 29 及び Beale, *Early English Law Books*, pp. 272-287 を参照。ナールによる法廷年報の再印刷は、治世期全体あるいは一定の範囲での合本の形式を取るものもあった。
- (54) バイカーはトトルの法文献の印刷独占について、テキスト校訂のためのマニスクリプトの依拠を妨げる結果になったなどの批判的評価を下している。Baker, "The books of the common law", p. 431 を参照。
- (55) Beale, *Early English Law Books*, p. 298 を参照。『リート裁判所と領主裁判所』をはじめとして、キッチン著作が数年という当時としては短い期間に何度も再版されたことは、キッチンの著作の人気をうかがわせる。またこの時期、R・クロンプトンによるフィッツハーバート『治安判事の職務と権限』の増補版もトトルによって出版されており、計四版を数えている。Maxwell, *English Law to 1800*, p. 227(27) を参照。
- (56) Baker, "The books of the common law", p. 426 及び Maxwell, *English Law to 1800*, p. 485 (55) 及び (56) を参照。
- (57) 『治安判事の書』、『封土書式集』等の出版年数については Beale, *Early English Law Books*, pp. 128-129, 288-291 を、『旧令状論』と『旧土地法論』については *Ibid.*, pp. 291-292 を参照。トトルの元では、『治安判事の書』等の合本が計七版、『旧令状論』が原語版で計五版、英訳版で計四版を数えた。
- (58) D. E. C. Yale, "Of No Mean Authority": Some Later Uses of Bracton", *On the Laws and Customs of England*, M. S.

- Arnold ed., Chapel Hill, University of North Carolina, 1981, p. 384' ホストン大学提供の法廷年報データベース上の該当事例 (<http://www.buedu.phpbin.lawyearbooks/display.php?id=19161> [2017/01/05]) を参照。ヘブトンンはこの時期の“Auctor”を英語の“authority”の意味で用いたこと、本稿のついでに述べる。David Ibbetson, “Authority and Precedent”, *Law and Authority in British Legal History, 1200-1900*, Mark Godfrey ed., Cambridge, 2016, p. 72 を参照。
- (59) Stowel v. Lord Zouch, 1. Plowden 357 を参照。同席したキートン判事を『ヘラントン』を引用しているが、それは判事自身が「その長権威と認めらるるの調和と整序」のためであると述べられている。Ibid., 358 を参照。
- (60) “And in this case it was well observed, Glanvil, Bracton, Britton and Fleta, may be vouched for antiquity and ornament in cases where they concur with the later authority of law and do not impugn the common experience and allowance in judicial proceedings at this day”, 8 Co. Rep. 34a, at 35 を参照。このように、ロー・ヘブトンンは同事件の報告について、クックが他者の報告を単に繰り返しているのみであると述べ、I Williams, “A mediæval book and early-modern law: *Bracton's* authority and application in the common law c. 1550–1640”, *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis / the Legal History Review*, vol.79, p. 61, fn. 75 を参照。
- (61) Throckmerton v. Tracy, 1. Plowden, 159 を参照。
- (62) J. H. Baker, *The Oxford History of the Laws of England*, vol.6, 1483–1558, Oxford, 2003, p. 23, fn. 91 を参照。
- (63) Bracton(Vulgate), “T. N. Candido lectori S.” を参照。ロー・ヘブトンが同書について先行研究の指摘として、Yale, “Of No Mean Authority”, p. 386, fn.16 を参照。
- (64) スタンフォードの経歴については J. H. Baker, “Stanford, Sir William”, *Oxford Dictionary of National Biography* vol.52, 109 を参照。著書の出版年数については Maxwell, *English Law to 1800*, p. 119, 365 を参照。『国王大権解説』はスタンフォードの死後に出版されたが、実際の執筆は序文より一五四八年ごろとされる。
- (65) Sir William Staunford, *An Exposition of the Kinges prerogative*, Classics of English legal history in the modern era, New York, 1979, “The Preface” を参照。
- (66) Sir William Staunford, *Les Ples del Coron*, Classics of English legal history in the modern era, New York, 1979, “lectioni” (頁表記なし) を参照。

- (67) Throckmerton v. Tracy, l. Plowden, 160 を参照。
- (68) Ranulf de Glanville, *Tractatus de legibus et consuetudinibus regni Anglie tempore Regis Henrici secundi compositus*, 1604, "The Printer to the Reader" (頁表記など) を参照。
- (69) Sir Edward Coke, *The Fourth Part of the Institutes of the Laws of England*, London, 1644, p. 345 の傍注では「スタンフォードの説得と周旋によつて」と説得 (persuasion) の語が付加されている。
- (70) トールは同年「定番」の文獻である『リールトン』、「博士と学徒」フィッツハーバートの『治安判事の職務と権限』などを、自身の元で初めて印刷した。Beale, *Early English Law Books*, p. 199 を参照。
- (71) Beale, *Early English Law Books*, pp. 199-204 を参照。ラスティル『制定法集成』はその後も数年毎に印刷された。
- (72) ウィリアムズは「この中からものを「特別出版」(extraordinary publication)と呼んでいる。トールにおける『プラクトン』印刷の位置づけと合わせ、Williams, "A medieval book and early-modern law", pp. 55-56 を参照。
- (73) Bracton(Vulgate), "T. N. Candido lectori S." を参照。
- (74) 「あらゆる裁判所の決定や事例が、同上の法の一定の諸原理、諸規則、諸根拠の元に集められ、示されるように、あらゆる項目が、それ自体固有の分類によつて整理され、秩序づけられ、配列されるなら……」(every title by itself sort as that all the judicial actes and cases in the same might be brought and appear under certain principles, rules and grounds of the said laws……) Staunford, *An Exposition of the Kinges prerogative*, "The Preface" を参照。T・Nはプラクトンがユスティニアヌス『法学提要』やロー民法に通じており、「適切で明瞭な配列によつて」(commodo et perspicuo ordine) イングランドの法を語ることを企図していたとする。Bracton(Vulgate), "T. N. Candido lectori S." を参照。
- (75) Staunford, *Les Ples del Coron*, "lector" (頁表記など) を参照。
- (76) 深尾裕造「レスボスの職人の定規(二・完)」、『島大法学』四二巻四号、一九九九、四四二頁(四八〇頁の注三ではスタンフォードによる『プラクトン』の活用も言及されている)、同「クック「マグナ・カルタ註解」覚書」、『法と政治』六七巻一号、二〇一六、五一―五五頁を参照。エジャートンは制定法解釈について、「古法の知識なしには、制定法を十分に理解することも、解釈することもできないからである。(中略) それ(コモン・ロー)が制定法の文言から知り得ない場合には、我が法の尊敬すべき先達である、プラクトンやグランヴィルといった、古の著者たちが彼らの書物に記した事柄を調

べるのがより確実な方法である……」と述べている。S. E. Thorne, *A Discourse upon the Exposition & Understanding of Statutes, with Sir Thomas Egerton's additions*, Toronto, 1942, pp. 140-143 を参照。

- (77) 全期制定法の英語にについて Katharine F. Pantzer, "Printing the English Statutes, 1484-1640. Some Historical Implications", *Books and Society in History: papers of the Association of College and Research Libraries rare books and manuscripts preconference*, 24-28 June, 1980, Boston, Massachusetts, K. E. Carpenter, ed., New York, 1983, pp. 69-114 を参照。
『旧制定法令集』の出版について Maxwell, *English Law to 1800*, pp. 552-553 を参照。また全期制定法、制定法令集、制定法要録の出版について The Statutes of the realm, vol.1, London, 1810, 1963, rpt. xxi-xxviii, xlix-lviii を有用である。

- (78) Baker, *The Oxford History of the Laws of England*, vol.6, p. 23 を参照。

- (79) L. A. Knafla, "The Law Studies of an Elizabethan Student", *Huntington Library Quarterly*, vol.32(3), 1969, p. 232 を参照。クニクやエジヤードンを含む、現在刊行している『トントンドン』初版の所有について Williams, "A medieval book and early-modern law", pp. 56-58 を参照。

- (80) Williams, *op. cit.*, pp. 77-79 を R. J. Ross, "The Commencing of the Common Law: the Renaissance debate over printing English Law, 1520-1640", *University of Pennsylvania Law Review*, vol.146, pp. 349-352 を参照。

- (81) ヘンリー・サムナー・メイン、安西文夫(訳)『古代法』(史學社、一九六八年)、六八頁を参照。

- (82) Williams, *op. cit.* 及び Yale, "Of No Mean Authority" の画論文は、多くの検討材料を提供している。